





高島保健所からのお知らせ

新型インフルエンザの疑いのある時の 受診体制が変わりました!!

7月から受診体制が変わり、すべての一般医療機関で外来診療を行うことになりました。新型インフルエンザかもしれないと思った時は次の流れで受診してください。
また、新型インフルエンザについての一般的な相談は保健所と高島市健康推進課で引き続き行っています。

高島保健所 ☎(22)2525 ・ 市役所健康推進課 ☎(25)8078

 慢性疾患などがあって かかりつけの医師が いる方	かかりつけの医師に電話をして、受診時間などを 聞きましょう。事前に電話をしないまま、直接行 かないように気をつけましょう。
 妊娠している方	かかりつけの産科医師に電話をして受診する医療 機関の紹介を受けましょう。産科医師が紹介先に あなたの診療情報を提供することがあります。
 呼吸が苦しい、意識が もうろうとしているな ど症状が重い方	なるべく早く入院設備のある医療機関を受診しま しょう。必要なら救急車(119番)を呼び、必ず インフルエンザの症状があることを伝えましょう。
 その他の方	医療機関に電話をして、受診方法や受診時間など を聞きましょう。事前に電話をしないまま、直接 行かないように気をつけましょう。

せき 急な発熱と咳またはのどの痛み 「インフルエンザ」 かもしれない

そう思った方は...

必要に応じて、医療機関を受診してください。医療機関を受診せずに療養する方は、熱が出なくなってから2日間は外出しないように心がけてください。



税金の納期内納付に ご協力ください

**督促手数料や
延滞金が
加算されます**

皆さんから納めていただいた税金は、日常使っている道路や公園、安心して暮らすための医療や福祉、そして生活に欠かすことができない上下水道やごみ処理など、形を変えて皆さんの暮らしを支えています。

毎日の暮らしが税金と深く関わっていることをご理解いただき、税金の納期内納付にご協力をお願いします。納期限を過ぎても税金を納めないでいると、納期限後20日以内に督促状が送付され、1通につき督促手数料100円が加算されます。さらに遅延利息として納税するまでの日数に応じて年14・6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間は4・5パーセント)の高い率の延滞金もあわせて納めていただくこととなります。

また、何らかの事情により納期限内に納税することが困難な場合は、早めに税務課にご相談ください。

税の公平性を保つための 滞納処分

滞納処分として財産を差し押さえます

納期内に納付がない方に対して、督促状、催告書、電話、訪問などにより自主納付を促しています。しかし、自主納付を促しても納付いただけない場合は、税の公平性を保つため、滞納処分として本人の財産を調査して差し押さえを行います。差し押さえる財産の対象は、預貯金、給与、自動車、不動産などです。差し押さえた財産は、債権取立や公売により換価して滞納市税に充当します。(税務課)

給与
勤務先に給与の支払い状況などの照会を行い、差し押さえた後、雇用主から徴収します。



差押

預貯金
金融機関へ調査照会し、預貯金残高を差し押さえ後、取り立てます。



差押

自動車
自動車の差押え登録を行い、納税がなければ後日引き上げ、公売を行います。



差押

不動産
登記簿に差押え登記し、権利者(抵当権者など)に通知するほか納税がなければ公売を行います。



差押

お知らせ
タウン
トピックス
暮らしの
情報
みんな
で
消費生活
省エネ
長者
教育委員
会
健康生
活
びょう
いん
だより
国保年
金
図書
館
窓口
だより
歴史
散
歩

お知らせ
タウン
トピックス
暮らしの
情報
みんな
で
消費生活
省エネ
長者
教育委員
会
健康生
活
びょう
いん
だより
国保年
金
図書
館
窓口
だより
歴史
散
歩